

議案第44号

みよし市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年9月11日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、市内在住の15歳年度末後から18歳年度末までの子どもに対し、健康保険適用の通院費の自己負担分を支給するため必要があるからである。

## みよし市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例

みよし市福祉医療費支給条例（令和5年みよし市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「エまで」を「ウまで」に改め、同号イ中「15歳」を「18歳」に改め、同号ウを削り、同号エ中「(以下「高校等」という。)」を削り、「高校生等」を「15歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改め、同号エを同号ウとする。

第4条第1号キ中「又はエ」を削り、同条第2号カ中「前条第1項第1号エ」を「前条第1項第1号ウ」に改める。

第6条第2項中「又はエ」を削る。

第7条第1項第2号中「若しくはエ」を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のみよし市福祉医療費支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる医療に係る医療費について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例の規定に基づく福祉医療費の支給の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

みよし市福祉医療費支給条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(福祉医療費受給資格者)</p> <p>第3条 福祉医療費の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、市内に住所を有する者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者、規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)による被保険者のうち、次の各号に掲げる福祉医療費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 子ども医療費 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 6歳に達する日後の最初の4月1日から<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校に通うため本市から他の市区町村に転出した<u>15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>であつて、病院又は診療所で入院して行われる医療を受けているものうち、当該医療を受けた日の属する年度分(4月から7月までの間に当該医療を受けた場合にあつては、前年度分。次号イにおいて同じ。)の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による同一生計配偶者又は扶養親族に該当するものを扶養する者</p> <p>(2)以下 略</p> <p>2以下 略</p>	<p>(福祉医療費受給資格者)</p> <p>第3条 同左</p> <p>(1) 子ども医療費 次のアからエまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 6歳に達する日後の最初の4月1日から<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>ウ <u>15歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>(以下「高校生等」という。)であつて、病院又は診療所で入院して行われる医療を受けているもの</p> <p>エ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(以下「高校等」という。)に通うため本市から他の市区町村に転出した<u>高校生等</u>であつて、病院又は診療所で入院して行われる医療を受けているものうち、当該医療を受けた日の属する年度分(4月から7月までの間に当該医療を受けた場合にあつては、前年度分。次号イにおいて同じ。)の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による同一生計配偶者又は扶養親族に該当するものを扶養する者</p> <p>(2)以下 略</p> <p>2以下 略</p>
<p>(福祉医療費の適用順位)</p> <p>第4条 前条に規定する受給資格者について2以上の福祉医療費の受給資格者である者(現に福祉医療費の支給を受けている者で、2以上の福祉医療費の受給資格者に該当することになったものを含む。)に対する福祉医療費の適用順位は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める順位とする。</p> <p>(1) 65歳未満の受給資格者 次に掲げる順位</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 第7順位 子ども医療費(前条第1項第1号ウに該当する者に限る。)又は学生医療費</p> <p>(2) 65歳以上の受給資格者 次に掲げる順位</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 第6順位 子ども医療費(<u>前条第1項第1号ウ</u>に該当する者に限る。)又は学生医療費(同項第2号イに該当する者に限る。)</p> <p>(受給者証の交付等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号ウに該当する子ども医療費の受給者及び学生医療費の受給者に対しては、規則で定めるところにより通知を行うものとする。</p>	<p>(福祉医療費の適用順位)</p> <p>第4条 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 第7順位 子ども医療費(前条第1項第1号ウ又は<u>エ</u>に該当する者に限る。)又は学生医療費</p> <p>(2) 同左</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 第6順位 子ども医療費(<u>前条第1項第1号エ</u>に該当する者に限る。)又は学生医療費(同項第2号イに該当する者に限る。)</p> <p>(受給者証の交付等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号ウ又は<u>エ</u>に該当する子ども医療費の受給者及び学生医療費の受給者に対しては、規則で定めるところにより通知を行うものとする。</p>

みよし市福祉医療費支給条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>3 略 （福祉医療費の支給）</p> <p>第7条 市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定による医療に関する給付が行われた場合（付加給付等にあつては当該給付が行われる場合を含む。）において、当該医療に関する給付の額及び当該疾病又は負傷について、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、次の各号に掲げる受給者の区分に応じ、当該各号に定める額を福祉医療費として支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第3条第1項第1号ウに該当する子ども医療費の受給者又は学生医療費の受給者 入院に係る医療保険自己負担額</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>3 略 （福祉医療費の支給）</p> <p>第7条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第3条第1項第1号ウ<u>若しくはエ</u>に該当する子ども医療費の受給者又は学生医療費の受給者 入院に係る医療保険自己負担額</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>